

令和4年度千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会（第3回） 議事概要

1 日 時 令和5年3月17日（金）午後3時から午後5時まで

2 会 場 オンライン開催（ホスト会場：南庁舎9階健康福祉部会議室）

3 出席者

（1）委員（16名中14名出席、五十音順）

荒井委員、井上委員、小林委員（委員長）、渋谷委員、鈴木委員（副委員長）、高橋（秀）委員、
高橋（史）委員、戸辺委員、中村委員、馬場委員、平川委員、増淵委員、目黒委員、
渡邊（恵）委員

（2）県

岡田 健康福祉政策課長、河内 健康福祉政策課副参事兼政策室長 他

4 議題

1 開 会

2 挨拶 千葉県健康福祉部 岡田健康福祉政策課長

3 議 題

（1）第四次千葉県地域福祉支援計画の素案について

（2）その他

4 閉 会

<議題の概要>

(1) 第四次千葉県地域福祉支援計画の素案について

<事務局から資料1より、第1章、第2章、第3章、第4章のⅠ、Ⅱ、Ⅲの柱まで説明>

【意見及び質疑応答】

(小林委員長)

(第1章から)第4章のⅠ、Ⅱ、Ⅲの柱のところまで、あるいはその後の話につながる発言でも構いません。確認したい点や分からない部分があれば、御発言いただきたいのでよろしくお願いしたい。

(渋沢委員)

二つ申し上げたいことがある。

一つは重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」という。)の促進について、中核(地域生活支援センターで、県(職員)と一緒に重層事業の促進を行っている。昨年(今年度)の夏に中核(地域生活支援)センターの大会を毎年行って、厚労省の方に来ていただき、この資料の中でも掲載されている市原市と松戸市の御担当の方にもお越しいたきて、現状を共有することや、ディスカッションする会議を行った。

そうした取組の中で今感じていることは、国が行っている重層事業を自治体が行っていくことは、自治体職員の事務的な手間も結構あるということを感じており、県内のあまねく自治体に普及させていくのはとても困難と思っている。その中で私達としては、来年度も県と一緒にこのことを進めていきたいと思っているが、重層事業にスポットを当てるのではなく、市町村が設置することが推奨されている、総合相談の機能をどう進めていくかにスポットを当てていくのが、分かりやすく現実的と思っている。実際埼玉県では、そうした取組を県として取り組んでいると聞いているので、そのことを思っているということを冒頭の重層事業の説明に加えて、(又はその)中で申し上げておきたいと思う。

(小林委員長)

一回、区切ってよろしいか。

重層事業の整備は、本当に今重要な課題になっている、キーワードとして全国的に出ている話であるので、その受け止め方など非常に重要と思うので、こら辺をどのように市町村に関わって支援していくかということも含めて、あるいは渋沢委員の発言のような総合相談という機能の中で考えていく話もあったと思うので、担当課からお願いできればと思うがどうか。

(事務局)

重層事業に加えて、(市町村の設置)努力義務である包括的相談支援も重要な取組である。そうした中で、第三次千葉県地域福祉支援計画において、総合相談について取り組んでいくことに向けて、中間見直しさせていただいたところで、そこからの発展的な取組ということで、重層事業について第四次(千葉県地域福祉支援)計画のポイントとして取り組んでいくことで考えていて、具体的にどういうふうに取り組んでいくか、包括的な相談支援体制も重要な取組であるので、一体的に市町村に展開していく、そういったことも必要であると思う。またその取組について、健康福祉指導課において、包括的相談支援体制及び重層事業の構築について、中核地域生活支援センターと協力して取り組んでいるところであり、そちらの具体的な取組、現状の取組も含めて意見いただきたい。

(鈴木委員)

今の議論は、素案133ページ以降(IV1(1)包括的な相談支援体制整備の推進等、(2)重層的支援体制整備構築の支援)に出てくるかと思うが、そこと重ならないか。

(小林委員長)

(133ページの)包括的な相談支援体制整備の推進等でもう一度出てくる。渋沢委員、一旦話を一度区切らせてもらいたいがどうか。

(渋沢委員)

はい。

もう1点はインクルーシブ教育について、個別の事案をここで審議していただきたいわけではないが、千葉県内の高校に医療的ケアが必要なお子さんが入試を受けて、定員内で4年間不合格との報道が新聞等でされている。私は、社会福祉士会の会長(職)を昨年6月に降りたが、新しい社会福祉士会の役員に、その親御さんたちのお話を伺ったりする機会を持っていると聞いた。合格にするかどうかは校長先生の裁量ということでそれは結構だが、やはり高等学校に入学する又は試験を受けることについては、親御さんの思いがとても強いと聞いているが、その子にとっての適切な教育環境を、誰がどうやって整備、準備するかの議論になりえていないのが現状である。これは個別の対応を求めるわけではないが、現在、高校や県教育庁(課)などと社会福祉士会役員が話をされていると聞いているが、なかなかそういう議論になっていかない。(高校入試に)落ちる、落ちないは別にして、この子にとって最適な教育の

場というのはどういう場所だろうと、建設的な議論になっていかない現状があるので、個別のことに限らずだが、そういう方向でインクルーシブな教育の場所をどんな子どもたちにも準備していける千葉県であって欲しいと思っている。意見です。

(小林委員長)

これは意見として承っておきたいと思う。今個別の話を始めると、いろいろな要素が絡んでくるので御意見ということで記録に残していただくようお願いしたい。

(荒井委員)

今の渋沢委員の後者の意見にかなり絡むと思っているが、前回の会議の時も私はお伝えしたような気がしなくもないが、今回のこの構成の前段として、国連の（障害者）権利条約で、この間の総括所見が出され、例えば今の（障害のある人に対する分離）教育も（含めて）、かなり勧告が出されている。例えば何とかの計画に基づきとか、SDGsに基づいての文脈があるが、国連の権利条約に関して全く文脈にない。そこは確実に触れておくべきであり、私たち（日本）はその条約を批准しているため、それに基づいて色々な計画を作成しなくてはならない。ここの（100ページの）インクルーシブ教育のことも、もしかしたら随分と文脈も変わる気がするので、今のこのままでいいのかどうか。大幅に変わるポイントな気がするので間に合うのかどうかも含めて、私はやはり入れるべきと思うのが1点である。

もう一点として、119、120ページ（Ⅲ1（1）福祉人材の確保・育成・定着対策の推進）の福祉人材の不足の問題が記載されている。その中で外国人雇用の問題も触れているが、特に障害分野はこのことに関してなかなか進んでいなくて、高齢分野はかなり進んでいるが、その取組とそれに対する施策との連動を強調してもらえると、この辺りは今後大きなポイントになると思っている。そのことは意見としてお伝えしたい。

(小林委員長)

2番目の話を先に聞くと、高齢者の分野だと外国人雇用はかなり積極的に動いているが、障害福祉の分野ではあまりそういう感じでもないというニュアンスの受け止めでいいか。

(荒井委員)

そうです。それが現実ではあって、それを推進していくためにどうするかということの具体的な策と
いうか、ここ（計画）では本当に触れているぐらいで、具体的な政策が書かれているイメージはない。

(小林委員長)

はい。分かりました。県の主な取組・支援等を、より具体的に書き込めないかという意見である。

1点目は、(障害者)権利条約に批准しているにも関わらずいろいろな指摘を昨年、簡単に言うと、日本は非常にそこが守れていないことについて確か指摘があったということを、全てをここで取り込むかどうかはともかくとしても、基本的な考え方、理念はきちんと、SDGsなどは流行りで皆どこにも書くが、やはり障害者分野で(障害者)権利条約のことを、福祉の計画であり、入れ込むことはできると思う。それは端から端まで全部ということではないとしても、何か基本的な点は踏まえられないのではないかと思う。県でもし障害福祉関係の部署の方がいたらその辺り何か認識なり考えなりがあれば伺いたいと思うが、いかがか。

難しいようであれば時間も限られているので、課題として後で事務局と調整していただきたい。全部ということではないと思うが、少なくとも、基本的な理念はおそらく国が批准しているものであり、(本計画で)そのことを書き込んでも自然な話だと思う。それをどこにどう落とし込めるかはまた次の話になるが、その考え方や理念は是非(本計画で)反映していただきたい。荒井委員、流れとしてはよろしいか。

(荒井委員)

今おっしゃられたように細かい部分に関しては、おそらく時間的に難しいので、(本計画に)全体の理念をこれから千葉県でも推進していくことだけでも良いと思う。

(小林委員長)

方向性として、それを確認することで良いと思うので、是非そこは検討していただくということで事務局にお預けをしたい。

(事務局からの説明の)後段で時間もあれば、遡って聞いていただいて結構だが、説明の範囲で他に
あるか。

次に、第4章のIV、V、VIの柱の説明をいただき、それでまた疑問点、あるいは先ほどの部分も含めて何かあればお願いしたい。

(1) 第四次千葉県地域福祉支援計画の素案について（続き）

〈事務局から資料1の第4章のIV、V、VIにより説明〉

(小林委員長)

全体的な支援策のことや、先ほどの部分も含めて関連しても構わないので、質問、御意見等を伺いたい。今回の部分を踏まえて最終案ができていくので、御意見ありましたらお願いしたい。

(中村委員)

(地域福祉(業務)に関して) 具体的に皆さん相当苦勞して、資料を作ったり、あるいは現場で活動されている方が多いと思う。私は(仕事で)相談業務、あるいは地域で就職相談を引き受けている団体に所属しているが、全体のいろいろな相談業務が、ここに来てまた増えている。年代も幅広く、いろいろな相談が来ている。先ほどの(渋沢委員からの)総合相談が非常に大事になっていくのではないかな。総合相談で相談しやすい体制を作る。例えば内閣府で、孤独・孤立支援のダイヤル(孤独・孤立相談ダイヤル#9999)を行ったが、あまり(相談)件数は上がっていない。やはり国だと(、相談者からすると)距離があるので、県・市(町村)を身近な存在としていろいろ相談しやすい体制をどうやって作るか。そのためにいろいろな団体が相談業務を行っているが、本当にその相談業務のネットワークや、そのサポートが、今から現場にもっともっとスピーディーに求められてくると感じる。今相談業務を実際に行っていると、本当にいろいろな面で待たなしの状況にあるので、是非県からまた市町村、あるいは各団体にスピーディーに流れるよう、実行していただきたい。

(小林委員長)

(相談業務に係る部分は) おっしゃるとおりと思うが、(本計画の)項目でヤングケアラーも入っていたが、先般ヤングケアラーのことを研究している方の講演を聞いたが、そこで非常に良く分かったことは、例えば、「相談窓口があります。電話番号幾つですとか、ここがそうですとか、オンラインで相談できます。」と構えても、ほとんど相談はないということであった。ヤングケアラーの場合は、結局日頃から例えば、若い子たちとちょっとした付き合いをずっと続けている中で、何かの時にポロッと一言「こんなことで困っている。」ということが出てきて、そこをいかにうまく拾い上げるか。ですから、その相談窓口を作ることが、イコール相談が入ってきたりニーズが把握できることではないということは、かなり強調されていて、現場の方の話を聞いてもすごくそこは実感するところである。

もちろん、相談窓口が(公的機関等で)あるのが間違っているわけではないし、それを作らないより

作った方が良いが、作ってもそれで相談についての責任が完結するわけでは全くない。いかに日頃からちょっとした関係性を作っておきながら、いざというときにしっかり支援をしていくみたいなの、そういうことが必要であることが、大阪の西成区で生活している方の話だった。少し違った要素もあるかもしれないけれど、そういった点では相談は非常に重要だけれども、大変ということは、感想として、(以前のその方々の話も) 聞いていて思ったところである。

他にはいかがか。市原市が委員として入られているので、戸辺委員、市原市の重層事業のことでよいですし、あるいは他のことでも構いませんので、よろしければ御発言いただきたい。

(戸辺委員)

市原市は、令和3年度から重層事業に取り組んでいるところである。先ほどから話のあった総合相談については、まず令和3年度に、市直営の基幹型の地域包括支援センターを設置していたが、そちらを機能拡充して、総合相談センターとして運営をしている。令和4年度から委託している地域包括支援センターにも、総合相談センターとしての機能を拡充し、今市内9ヶ所で実施、総合相談に応じているところである。総合相談センターとして運営している中であって、それぞれの属性に応じた相談窓口はあるので、全てがこちらの総合相談に流れるところだけは考えていかなければ、対応が難しい部分も出てきてしまうかなというところで、それぞれ属性に応じたところも上手く連携を図りながら運営していく必要があると考えている。

(小林委員長)

例えば、市原市のように一定規模があるからいろいろな社会資源もあって、(総合相談等の) そういうセンターを作れるけれど、さきほどの洪沢委員の発言を私なりに解釈すると、例えば小さい町などで、そもそも重層事業など、そういったこと自体行うことがとても難しいのではないかというニュアンスの話もあったが、洪沢委員、いかがか。

(洪沢委員)

小さい町だと、実質的に総合相談を行っているのではないかということで、むしろ中規模の10万人ぐらいの市原市はよくやっていると思うが、中規模な自治体で、かつ行政の中によほどやる気がある人がいないと、重層事業は事務手間等がものすごくかかるものと聞いているので、難しいかなと思うところである。

(小林委員長)

分かりました。今のことを踏まえて県で特に市町村に対する支援のことや、先ほども途中になったところ(議事概要2ページ、3ページ)を、県の担当課で、こんなことを具体的に、研修等はあると思うが、何か具体策等を、市町村が構築するために県としてどういうふうな支援の関わりを行う予定か、もしあれば少し具体的に話をいただけるとありがたい。

(事務局)

134ページの(「具体的な取組」のアの)包括的な相談支援体制の構築や、重層事業の支援の部分、(「県の主な取組・支援」の)中核地域生活支援センターの運営等を中心に、市町村に対して専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援等に取り組むところについて、担当課の健康福祉指導課において、具体的な部分を説明いただきたい。例えば、様々な属性に応じた研修なども踏まえて説明していただきたい。

また来年度に向けて、何かそうした事業等があれば、説明いただきたい。

(健康福祉指導課)

(県では、)中核地域生活支援センターに委託等を行っている。今年度から重層事業の支援として、市町村職員に対して包括的な支援体制の構築に向けた中核を担う人材を養成するための研修を、中核地域生活支援センターに委託して実施をしている。

中核地域生活支援センターを通じた話では、市町村によっては重層事業という言葉は聞くだけで、(重層事業に取り組んでいくに当たって)過剰な反応を起こしてしまう市町村があり、思うように進まないとも聞いている。

今年度は中核地域生活支援センターにおける市町村職員を対象とする研修のみとなっており、来年度以降は、(県が)各市町村に対してヒアリング等を実施して、行政(県)が支援する一環として、中核地域生活支援センターの職員にも協力をいただきながら、各市町村がどういった理由で福祉的な総合相談窓口を設置できないのか等を聞き取りを行いながら、(中核地域生活支援センター)事業を進めていきたい。

(小林委員長)

ありがとうございました。個別的な市町村の事情を踏まえて個別に支援を考えるということで、是非お願いしたい。重層事業辺りに話が集中しているが、それに関わらず全然違う分野でも構わないので、

(県の) 支援策について全般的でも良いので、この辺りはどうかということがありましたら、御発言いただきたい。千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）の鈴木委員、この話または別なことでもいかがか。

(鈴木委員)

まず一つ全体的なトーンの話で、(計画素案に) 課題という言葉が出てくるが、社会福祉法の改正で、例えば地域課題、生活課題が、地域生活課題という形で、言葉が法律上整理をされているが、いろいろなところで「〇〇課題」が多く出てくる。これはきちんと言葉の意味の使い分けをしているのか、その辺りを整理されているかがすごく気になった。法律上の言葉なのか、実際にこういう福祉課題があるからという表現なのか、それともこういう生活上の問題課題があるからなのか、その辺りは全体のトーンとして見直しをしていただきたい。

それと、重層事業の関係と包括的な相談支援体制の関係で何点か話にあったが、具体的なところでどういうイメージで記載されているかを知りたくて聞くが、134ページの具体的な取組の「ア 包括的な相談・支援体制の構築」の中で、「県社協と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施」などと記載があるが、具体的にどのようなイメージで記載されているのか、どのような取組や方法で実施するか、その辺のイメージ的なものがあれば、教えていただきたい。

それと、重層事業の構築の関係の135、136ページについて、柏市社会福祉協議会の高橋委員の方が詳しいと思うが、市町村が直営で実施する場合もあれば、社会福祉協議会や(重層事業等に) 関係する(生活困窮者自立支援制度の) 自立相談支援事業を行っている市町村、地域包括支援センターを行っている市町村など、様々な団体に委託している。この中に県としては、社会福祉協議会をはじめ、こういった機関・団体と連携して実施していく方向性なのか、それを確認したく質問する。

(小林委員長)

重層事業の一つ前の話の課題という言葉の使い方はよく整理していただいて、こういう意味合いで法律上のこの言葉を使って課題と言っている、あるいは文脈上こういうふうに使っているという説明が一貫すれば良いと思うので、事務局にお願いしたい。

県社協と連携して進めるということと、134、135、136ページで中核地域生活支援センターとの連携について質問があったが、いかがか。あるいはこの辺りに書き込んでいる意図とかそういうことがあれば、事務局でお願いしたい。

(事務局)

まず包括的支援体制整備について県社協との連携の部分（はあるが）、（135、136ページのIV1（2）の）重層的支援体制整備構築の支援について、社会福祉協議会との関係の部分で記載がない部分（の質問について）であるが、実は、包括的支援体制整備のヒアリングを行うということで健康福祉指導課から話があったと思うが、そうした現場での丁寧な聞き取り、そうした中で、特に市町村社会福祉協議会の職員の方、県の社会福祉協議会の職員も、それに加えて中核地域生活支援センターと、（支援等に係る現場の）多様な（主体の）方々の話を聞き、現場での包括的支援体制や（重層事業等の）つながりを構築する取組をどう考えた方が良いか等、とても大事な取組と認識していることから、この記載が不十分であったところは、大変申し訳ないと思っている。具体的にどう県社協と連携していくかについて、担当課の健康福祉指導課から、来年度に向けてでも構わないので、どのような形でヒアリングを、現場の方々や中規模の市町村に伺って話を聞いたり、ある程度検討できているところがあれば、また展望があれば、説明いただきたい。

(健康福祉指導課)

まず134ページの鈴木委員から御指摘のあった課題のところについてだが、県と県社協が連携して毎年1回程度、市町村職員に向けて、市町村では地域福祉計画、市町村社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定しているが、この策定等の推進に向けて、県と社会福祉協議会で連携して、研修会を実施している。今回の134ページは、課題に対する（具体的な取組）については、その研修会の開催に係る内容を記載させていただいた。

(鈴木委員)

今話のあった県社協と連携してというところは、市町村の担当課長と市町村社協の事務局長の合同会議のことを指しているのか。

(健康福祉指導課)

鈴木委員から話のあったとおり、（鈴木委員からの話の）年度当初の会議と、秋頃から年末年始にかけて、あと担当者向けに（地域福祉計画等の）策定支援に向けた研修会を実施している。鈴木委員から話のあった年度当初の（市町村社協の）事務局長を対象にした会議と、年末ぐらいい行われる担当者に向けた研修会の両方を指している。

(鈴木委員)

この件は分かりました。

(小林委員長)

他の方はどうか。

(中村委員)

意見としてだが、千葉県は他の関東地区に比べて、有効求人倍率がちょっと低いと思うが、その部分は、今回の会議に千葉県経営者協会の専務理事の方とか、あるいは県商工労働部の方が参加されていると思うが、やはり経済なり、産業が安定しないと、福祉の方も弱くなっていく、お互いに強い関係にあるのではないか。(経済や産業が安定しない、)そういう場合に、(関係がある)傘下のいろいろな企業あるいは団体に医療・福祉政策の中身についても十分、PR、周知していただきたい。企業には福祉(に係る内容)や、地域福祉はあまり関係ないという発想もあるかも知れませんが、是非、地域福祉と産業は非常に強いつながりがあるということを認識してPRしていただきたいと思っている。

(小林委員長)

ありがとうございました。千葉県の状況はこれで(51ページ)で分かるが、例えば他県、特に関東の他県と比べた時に有効求人倍率が低いという中村委員の話だったが、その辺で分かることがあれば、商工労働部雇用労働課の方で、厳密な数字でなくて構わないので、大体の状況で分かれば教えていただきたい。

(雇用労働課)

近県の有効求人倍率だが、(令和5年)3月3日に、先月の有効求人倍率が発表され、令和4年度の1年分の有効求人倍率も発表された。千葉県の有効求人倍率は1.02倍となっており、埼玉県や東京都よりは低い状況である。それよりも低いのが神奈川県となっている。(千葉県は)全国平均より低い状況になっている。

(小林委員長)

これ(有効求人倍率等を含めた雇用環境、経済状況)はいろいろな要素が多分絡むと思う。単純に何か(の要素という整理)には、なかなかならないが、企業も地域福祉に関係していることはいろんな場

面であり、PRなりしていただければと思う。

それでは、全般的なところや、それぞれの専門（の分野）のところからでも、今までの話にこだわらず、違う視点でも良いので。それでは千葉県保育協議会の渡邊委員に指名させていただくが、特に4月から子ども家庭庁が設置されたり、様々な基本法ができたりなど、かなり子どもをめぐる状況が変わっていくけれど、これ（本計画）は子どもだけの計画ではもちろんないが、（国の動向等の）その辺りも含めて御意見等あればお願いしたい。質問の趣旨としては、子ども家庭庁ができたりして子ども施策に社会の焦点、関心が集まっているので、御意見なりこの計画に対する感想があればお願いしたい。

（渡邊委員）

実際に子ども家庭庁が動き出したわけではないので、今こういう政策をやりたいということ、いろいろ今まで各機関に分かれていたもの、厚生労働省など、いろんな機関に分かれたものを一括してやっていこうということが今進んでいるので、一番は、その子どもに対する法整備である。児童福祉法というのがあるが、それを子ども家庭庁でまとめた法律を一つ、一本作ろうということの形になっているので、そのことが具体的に出てきたところで、これからいろいろなことが進んでいくのではないかと思う。

（小林委員長）

これ（計画素案）が出る時期では、77ページで「創設されることになりました」と、（計画素案）を作っている時点ではこれで良いと思うが、最終的には、事務局で見ていただいて（計画策定の）その時期に合わせて（最終的な表現や内容を）直してもらえば良いと思う。

それでは、素案の残りの部分（第5章、第6章、第7章）について説明いただき、残りの時間で全般的な意見を伺いたい。

（1） 第四次千葉県地域福祉支援計画の素案について（続き）

〈事務局から資料1第5章、第6章、第7章により説明〉

（小林委員長）

ここはいろいろな進行管理や取組事例のことなどが出てきた。

改めて全体のところで、施策に関する取組、あるいは今後のこれを活かしていくことなどについて御

意見等をいただきたい。先ほど少し雇用の話も出ましたが、そこにこだわりませんが、新しく委員になって、幅広い議論で少し内容が難しいかもしれないが、千葉県経営者協会の高橋（秀）委員、感想でもありましたらお願いしたいと思うが、いかがか。

（高橋（秀）委員）

計画素案に対する意見は特段無いが、先ほどの質問にもあった、福祉と経済は関係ないわけではないという話があったが、我々（千葉県経営者協会）も、年に1度、政策要望を県に出しており、福祉という言葉は直接記載していないが、例えば皆の働き方が変わってくる中で、働き手の様々な支援を県に要望するという趣旨のことは行っている。資料の中にあるヤングケアラーの問題など、社会問題そのものが複雑化しており、こうした問題の長期化は、社会の閉塞感の拡大や経済活力の低下にもつながりかねない。

非常に大きく、多岐にわたる計画だと思うので、この骨太の考え方や基本方針は理解したが、先ほど他の委員からも指摘されていたように、そこから先の具体的な方策をどうするか、人手不足と言われている中で、この枠組みを支える人材を持続的に確保していくためには、どういうところに力を入れていけばいいかを考えていく必要があると感じたところである。それから、我々（千葉県経営者協会）もいろいろなセミナーや研修会を行っている。これから将来を担う若い人材への対応等についても考えていけないと思う。

傘下の会員企業への啓蒙活動にも努めていきたい。こうした課題対応を含めた地域活性化については、産学連携でも進めていく。

（小林委員長）

はい。企業も子育て（に関して）など、いろいろ絡んできたり、あるいは親の介護のことに、結局その働いている方の関係ではとても重要な（地域福祉の担い手としての）ポジションだと思うため、是非今後ともよろしくお願いしたい。

（渡邊委員）

先ほどの話の補足だが、こども家庭庁ができて、こども基本法が施行されることになっている。それから、今少し世間で騒がれた、保育士の虐待問題があり、やはり権利擁護を大切にしていかなければならないということが、今保育会（千葉県保育協議会）では問題になっており、子どもの権利を重視していくという方向性が出ている。そのためには、やはり保育士の処遇が上がっていかないと良い人材が集

まっていけないというようなことが、中心的な議論となってきた。

(小林委員長)

残念ながら、そういうこと（保育士の虐待問題）が新聞に出ている。そういうことが起こらなければ良いが、いろんな要素がそこに絡んでいると思うが、77ページに書いているが、こども真ん中社会ということもかなり、今回政府でも言葉を（目的として）使ったりしているので、本当の意味でこんなふうになっていけばいいなというふうに思うけれども、そのためにはまだまだやるべきことはあると思う。ありがとうございました。

それでは千葉県看護協会の井上委員をお願いします。

(井上委員)

この計画は福祉が中心の計画のため、なかなか私どもの看護とか、医療の部分が入らないのはよく分かるところでして、医療関係者との連携というような形で言葉でしか表現がされないところだというふうに感じたところだが、その中で（第7章2（2）の施策ごとの達成目標の）指標の中に、IVの柱 地域福祉を推進する基盤づくりにおいて、在宅患者訪問診療実施診療所数・病院数や、訪問看護ステーションの数等々、そういったところが指標としてポンと入ってくる。基盤づくりは分かるが、ただ、医療関係者、地域包括で、そういった方々と連携を図るという言葉だけが出てくる中で、ここに指標として数が挙げられ、それを達成するということについてギャップを感じている。

それからもう一つ、前回、前々回のときかもしれないが、令和元年度のときかもしれないが、意見聴取のときにちょっと言わせていただいたが、福祉について、県全体の方向性と各市町村が進めていくものとの連動とを考える中で、指標を県全体で見て数で上げてしまうと、地域偏在のところ、どのように解消していくのかなという気がする。確かに質的なものはなかなか指標に出来づらいので、量的なところというふうに挙げられるかなというふうに思うのですが、医療的ケア児や、精神それからがんの患者さんのこととか、難病の患者さんのこととか、そういったところというのはやはり医療看護が、かなり関わりつつ、生活を支えるというところがあるので、連携ももちろん基本的に必要だが、もう少し何か指標との関連性のところが見えると良いと思っている。大きな計画であり表現は難しいと思うが、お願いしたい。

(小林委員長)

その辺は、これをまとめて事務局がいいか、それとも担当課から話をいただくのがいいか分からない

が、事務局としてはどうか。

(事務局)

おっしゃられたとおり、(137ページの(3)多様な主体・サービスがつながるネットワークづくり等も含めた)福祉・保健・医療・介護、その一體的な提供の支援は、大変重要だと思っているところで、昨今では、医療的ケア児などの方も含めて、どう支援を構築していったらいいか、また(提供する)質的などころをどう担保していけばいいのかというところが、重要になっている。そうした中で、医療的ケア児等の支援センター「ぼらりす」を設置したり、様々な取組をしている。また、(施策ごとの達成目標の)指標も関連する訪問看護ステーションとか、そうしたものを、どのように計画に盛り込むかというところは、事務局で御意見を承ったので、事務局で検討させていただいて、相談させていただきたいと思う。

(小林委員長)

重要であることは、そのとおりだと思うので、それがこの地域福祉という計画の中で、どう上手く、当然連携ということは言葉としてはそうだけれど、もう少しつながりが明確になることが見えてくると良いのかなと、少し感想を持ったところである。

(渋沢委員)

まずはやはり、これだけ包括的にいろんなものを地域福祉に関わる計画で、これ他人ごとではないけれども、策定に当たって大変だなと思った。やはりこれはきちんと進捗を管理して、一つひとつどうなっていくか見直しをすること、きちんとできているかどうか、何が足りないかということ、確認していくことが、私たち委員の責任としても必要と思う。そういう意味で、先ほどの総合相談のことなどについて、少し言い足りない部分ではあったけれども、第1回の協議会で、市町村アンケート等の中で総合相談は実施している市町村は結構あるとか、総合相談機能を大事に思っている市町村が多くいることの説明をいただき、県として、中核(地域生活支援)センターで行っていく方針だと(いうことで)私はまさに当事者であるが、その時に総合相談とは何を指しているのかについて尋ねたら、お答えいただけなかった。責めているわけではなく、私自身も総合相談とは何だろうというふうに聞かれると、分からない。そういうことを次年度は考えていきたいと思っているというようなことの意味も込めての、協議会冒頭の発言だった。

あともう一つ、いろんな経過で女性の問題について、中核(地域生活支援)センターとして関心を持

っていて、来年は女性に関する第一期の計画を作るというとても大事な時期だという認識を持っている。ずっといろんな経過で、東京の婦人保護施設の園長たちと知り合いになる機会があって、明後日、千葉県で女性の問題をどうやって進めていくかのシンポジウムみたいのに、Zoomですけれど発言させていただく機会もいただく。宣伝ということではないけれども、とりとめのない話でした。

(小林委員長)

昨年ぐらいに、困難な問題を抱える女性支援法という個別の法律ができたと思うがどうか。

(渋沢委員)

昨年6月にできて、来年(令和6年)4月から施行のため、施行に向けて計画を次年度は作っていないといけない大事な時期だと思う。

(小林委員長)

(困難な問題を抱える)女性支援を事務局から(計画素案76ページ)記載していただいたが、これ(困難な問題を抱える女性支援法)に基づいて別に特化した計画が作られるということか。

(渋沢委員)

都道府県が計画を作るということになっている。

(小林委員長)

分かりました。

(増淵委員)

今年度、酒々井町でも地域福祉計画の見直しを行っている。その中で少し課題として感じていたのは、この計画でもあったが、教育委員会との連携というのがなかなか福祉と教育の難しさということを感じて、(会議等に)参加いただいたり、意見をいただく中で難しい点は少し感じていた。これは私どもの地域福祉計画の策定(見直し)の上での意見である。

また、先ほど渋沢委員からあったように、町では、従来小さい町なので社会福祉協議会や地域包括支援センター、それぞれ人権等の虐待絡みの相談窓口と福祉の方で、それぞれが連携して、相談対応していただき、必要に応じて、支援会議等を行って連携できていると思っている。その辺については先ほど

御意見いただいたとおりに思うが、人材が少ない中でやっているのに、そういったスキルアップの研修等そういったものは、県の協力をいただきたい。

それともう一つ、これは些細なことだが、この資料、今回（未定稿の事前送付いただいたものと）新しいものではないが、見せていただいた中で文言の整理をもう少し統一していただきたいと感じた。最初にいただいた資料の、Iの柱の地域共生社会実現に向けた意識づくりの「現状と課題」の他人ごとの「ごと」が漢字であって、自分ごとは平仮名であったり、あと子供の「ども」が平仮名であったり漢字であったり、あと説明の文章が5行も6行も非常に長くて、読みづらい、内容が何を言っているか分からない箇所が何点かありましたので、そうした箇所をもう1回見直していただいて、もう少し万民が受け入れられる表現にしていきたいというのが、私の感じた感想である。

（小林委員長）

ありがとうございました。

今後のスケジュールについてが資料2にあるので、それを説明いただいて、最後たまたもし御発言等あれば皆さんにお話をいただきたいと思うので、まずこの資料に基づいて今後のスケジュールのことを事務局から願います。

（2） その他

第四次千葉県地域福祉支援計画の策定スケジュールについて

〈事務局から資料2により説明〉

事務局としては、今回の質疑等を踏まえて計画素案を修正し、同修正案を委員に示した上で、再度、策定スケジュールに基づいて、パブリックコメントを行う予定である。

御了承いただいた場合には、庁内調整した上で、パブリックコメントを行うとともに、期間を設けた上でパブリックコメントを踏まえた計画案を各委員に送付し、意見をいただき、調整した上で最終的な案を5月に協議会に上程することが、了承される。